

第 5 章

計画の推進

第5章

計画の推進

1 推進体制

本計画の基本理念の実現に向け、各施策の着実な推進を図るためには、障がいのある人、家族、地域住民、社会福祉法人、関係団体、企業、行政がそれぞれの役割を明確にし、取り組んでいくことが必要です。

地域主権改革において平成24年4月1日以降は、市町村障がい福祉計画を策定または変更する場合に、市民の意見を反映させることが努力義務となったことから、できる限り市民の意見を反映させることに努めます。

(1) 関係機関・団体との連携



本計画を推進していくにあたり、関係部局、関係機関・団体、障がい者等と連携を図りながら、総合的に取り組みます。

その中で、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる「自立支援協議会」による中立・公平な相談支援事業の実施や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・着実な進行管理に努めます。

(2) 障がい保健福祉圏域における連携



必要な障がい福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、海部圏域において連携を図り、サービス供給及び支援体制の充実を図ります。

2 計画の進行管理及び評価

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の評価・見直しを行う機関として「自立支援協議会」を位置づけるとともに、庁内による施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

障がい福祉計画については、国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、平成26年度末の目標値の達成状況を点検及び評価し、計画の見直しを実施します。

また、障がいのある人のニーズや社会経済状況等の変化等を踏まえて、必要に応じ、計画を見直すこととします。

自立支援協議会の組織図

